

令和6年度第4回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和6年9月4日(水) 9:56~10:52

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

曾我委員、野村委員

使用者代表委員

小野委員、小池委員、武内委員、八塚委員

事務局

常盤愛媛労働局長、佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、
河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、使用者代表の阿部委員、労働者代表の白石委員、竹箇平委員、竹本委員が欠席されておりますが、11名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしく願いいたします。

森本会長

ただ今から、第4回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方は注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

まず資料1ページの資料1ですけれども、前回の8月19日の本審でいただきました「令和6年愛媛県最低賃金の改正決定について(答申)」の写しです。

次に資料5ページの資料2は、「愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関する写しでございます。先ほど紹介しました愛媛地方最低賃金審議会の答申に意見がある者は、9月3日までに愛媛労働局長に対し、異議の内容及び理由を記した異議申出書を提出するよう示されております。この公示は8月19日に愛媛労働局の掲示板等に掲示しておりました。

次に異議申出書でございますけれども、期日までに6通の異議申出書の提出がありました。資料7ページ以降になりますけれども、その写しを付けさせていただいております。事務局で点検しましたところ、それぞれの申出者の要件を満たしており、異議内容と理由が示されておりました。各側の委員の代表となる委員の皆様には、これらの異議申出書の提供をさせていただいております。

ここで、その申出の異議内容について、御紹介させていただきます。

まず「コープえひめ労働組合」からですけれども、愛媛地方最低賃金を昨年比59円増とした答申について、1点目として地域間格差の是正に取り組む再審議を求める。2点目として生計費維持にふさわしい額1,500円に近づけるために、今すぐ1,000円にすること。3点目として最低賃金引上げと同時に、政府・厚生労働省・各自治体が企業・小規模事業所への今以上の有効な支援策を強化・充実させることを愛媛地方最低賃金審議会として要請することとしております。理由については、異議申出書に記載のとおりでございます。

次に8ページの「西条周桑地域労働組合連絡協議会」ですが、愛媛の最低賃金は1時間当たり59円増の956円で改正決定について、生活できる最低賃金として1,500円以上とするとともに、全国一律最低賃金制度へ法改正を求めるということとでございます。理由については、異議申出書を確認してください。

次に9ページの「愛媛県教職員組合」からでございます。2024年度の愛媛県最低賃金956円については、不服であり、愛媛県最低賃金は愛媛県の労働者の最低生活費をカバ

ーできる額として、今すぐ1,000円に引き上げ、1,500円を目指すべきとしております。理由については異議申出書の記載のとおりですので、御確認をお願いします。

次に10ページの「愛媛地方労働組合連合会」からでございます。時間額59円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善することは困難であり、また、本来あるべき水準にも遠く、首都圏などとの賃金格差も解消されないこと。愛媛県を希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があり、最低賃金の引き上げはそのことに大きな影響を与えること。以上のことから異議を申し立て、今回の愛媛県最低賃金の引上げ額は不十分であり、再度審議を求めるといってでございます。また、中小企業・小規模零細事業者に対する抜本的な対策を政府に要望し、特に人手不足が深刻な医療・介護・保育等の福祉の分野は、更なる医療・介護報酬の引き上げ及び保育士配置基準の再見直し、ケア労働者の処遇改善についても、中小企業・小規模事業者への支援とは異なる対策が必要であり、答申に盛り込むべきということを主張されております。詳細については異議申立書のとおりですので、御確認をお願いします。

次に11ページの「愛媛地方労働組合連合会青年部」からでございます。異議申し立てを行う争点は、愛媛地方最低賃金審議会が行った59円引き上げの956円とする答申は憲法25条及び労働基準法第1条第1項に定める「人たるに値する生活できる水準」に遠く及ばず、様々な物価が高騰するもとで、特に非正規労働者は影響が大きく、生活も脅かされ続けており、最低賃金法第1条からの目的からも8月19日に答申された956円が労働者の生活の安定と労働条件の改善に寄与する答申であるかどうか、審議会において再審査いただくという申出でございます。これも詳細については、異議申立書に記載されておりますので、御確認をお願いいたします。

次に13ページの「日本自治体労働組合総連合愛媛県本部」からでございます。愛媛地方最低賃金審議会の答申である59円引き上げ改定について、物価高騰から労働者・家計を守るには不十分であり、答申額は健康で文化的な最低限度の生活の保障には低額であることから、審議会の意見書に基づいて異議を申し立て、愛媛地方最低賃金審議会独自の最低賃金額の検討を求め、再検討を要請する。また、今回の最低賃金額の答申が、特に時給などで働く非正規労働者、生活必需品等の値上がりによって苦しむすべての人に報いるよう徳島県のような引き上げはできないのか再検討をお願いしたい。ということとなっております。詳細については、異議申立書に記載してありますとおりですので、御確認をお願いします。

以上、6通の異議申立書については、最低賃金法第12条に基づく異議の申出として受理しましたので、同法第11条第3項により、この申出について愛媛労働局長から、愛媛地方最低賃金審議会会長に対して意見を求めることとなりました。

説明の方は以上でございます。

森本会長

ただ今の事務局からの説明について、何か御質問がございますか。

(質問なし)

賃金室長

それでは、愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、愛媛労働局長から会長あてに諮問をさせていただきます。

(局長から会長へ諮問文を手交)

森本会長

それでは、事務局は諮問文の朗読をお願いします。

(賃金指導官から諮問文を朗読)

森本会長

愛媛労働局長から、異議申立てに基づく諮問を受けましたので、ただ今から審議を行います。

最初に、審議の前に各側で分かれて協議する時間が必要かどうかお伺いしますが、いかがいたしましょうか。

八塚委員

特に必要ありません。

曾我委員

結構です。

森本会長

それでは、当審議会の8月19日付け答申を受けて、令和6年8月19日付け愛媛労働局一般公示第4号で公示されました愛媛地方最低賃金審議会の意見に対して提出されました異議につきまして、御意見をお求めします。まず、労側の意見からお願いします。

曾我委員

異議申立ての内容を拝聴させていただきました。働く者の思いを代弁されたものと思います。

私たちも労働者代表とする委員として、賃金引き上げの現状が、物価の影響による生活費の高騰に追いついてはならず、実質賃金が上がっていない現状において、生活の実態は大変厳しいものになっているということは認識しております。

今回、引上げ額が 59 円でも最低賃金は 956 円であり、連合が試算しております最低生計費に必要な 1,050 円には程遠い額であることには変わりありません。

最低賃金近くで働く人が普通に生活できるレベルではないということは、異議の申し立てどおりでございます。

今回の審議をするにあたりまして、昨年の異議の申し立てや、今年の意見を念頭に置いて、まず、物価高騰により生活が苦しくなっている状況を鑑み、生計費に重きを置くこと。続いて、春の賃上げ結果を全ての働く者へ波及させていくこと。地域間格差を是正すること。最後にBランクとなっている愛媛県の状況にふさわしいものとする。この4点に関して、労働者側は意識をし、絶対額を強く求める形で、早期に1,000円に到達すべきであるという主張をしてまいりました。

今年の最低賃金審議会では、議論の経過について、公・労・使の三者で審議を行いましたが、労使の金額の提示には大きな差があり、合意に至ることなく、公益案である目安プラス9円の59円が提出され、全会一致で今回結論に至りました。

絶対額としては、まだまだ低額であるという主張は、同意するところでございますが、59円の引上げ額で全会一致になったということは、労働者側の主張を理解していただいた結果だと思っております。

再審議をし、更なる積み上げで改定となればよいのですが、経過から考えると、とても困難であると推察いたします。

また、現状でも例年と比べ発効日が遅れることとなり、これ以上長引かせることが労働者の不利益を考えると、再審議をすることは得策でないと考えております。

労働者としては、生計費の観点やBランクとしてふさわしい額とは思っておりません。普通に生活できる最低賃金に引き上げていく必要があると考えておりますが、労使の提示額に大きな隔たりがある中で、公益委員が難しい舵取りをされ、示された公益案に全会一致ということで決定したことから、本日は、再審議は行わないものと考えております。

本日の意見を参考に、今後の審議に努めてまいります。

以上です。

森本会長

ありがとうございました。

次に、使側の委員から御意見をお願いします。

八塚委員

それでは、私から申し上げたいと思います。

この異議申し立ての内容を確認させていただきましたけれども、主な主張としましては、答申の 59 円では今般の物価上昇には十分対応できていない、労働者の生計費として不十分であるというものとして理解しているところです。

これらにつきまして、結論といたしましては、現答申を変更する必要はないと考えております。以下理由を述べていきます。

まずは地域別最低賃金でございますが、これは地域における労働者の生計費及び賃金、並びに通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素を考慮して定めなければならないとされております。

使用者側といたしましては、今回の審議にあたりまして、物価高騰に伴う生計費の上昇は当然考慮すべき重要なポイントと捉えておりましたけれども、一方で、事業者に通常の賃金支払い能力を超えた過度の引き上げ負担を負わせないようにすることも併せて考慮すべきと主張しておりました。

その過度の引き上げ負担となるのはどんな場合か、どういうふうに判断するのかということにつきましては、小規模事業者の賃金の上昇率が指標になる旨も申し上げてきました。

再三申し上げてきたことでございますが、賃金の引上げというのは、生産性の向上に伴う業績向上により行うというのが、本来の姿でございます。最低賃金の引上げ額も賃金の上昇率と平行に考えていくべきと考えています。

しかしながら、中央最低賃金審議会が目安を答申した際の公益委員見解などを拝見しましても、通常賃金支払い能力につきまして、「小規模事業者の賃金支払い能力は相対的に低い可能性があり、目安の引上げ率の水準には一定の限界がある」というふうに支払い能力に一定の配慮が必要という趣旨の言及がなされておりましたが、その点についてどういった配慮をするのか言及はされておりました。

結局は労働者の生計費や、消費者物価のカテゴリーでの検討の結果により、引上げ率の基準 5.0% が設定されて、50 円の目安が導き出されております。

更に言えば、消費者物価の伸び率の議論ですが、令和 5 年 10 月以降の伸び率、これは令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの平均が 3.2% ですけども、令和 4 年 10 月以降の伸び率の 4.1% よりも小さくなっています。前の年よりも小さくなっているにもかかわらず、頻繁に購入する品目についてわざわざ抽出して対前年伸び率が 5.4% だということをクローズアップさせ、消費者物価の上昇が続いていることによる生計費の重視という結論が導かれており、使用者側としましては目安の金額自体にも恣意性を感じざるを得ないところでございます。

そして本県の審議会でも、答申におきましては、春闘の賃金伸び率や、消費者物価の伸び率を踏まえながら、別の要素として、B ランクにふさわしい金額水準はどうか、C ランク県との金額の逆転是正についてどうしたらいいか、同じ B ランクの県との格差是

正をどうするのか、といった法律で定められております三要素以外の要素に着目せざるを得ない状況の中で、50円の目安に更に9円上積みがなされたものです。

中小企業の賃上げ状況を見ますと、第4表では一般パート計のBランクは2.4%になっています。また、四国財務局の賃上げの動向に関する調査結果においても、中小企業は3%以上4%未満と回答した企業が最も多くなっています。また、同じ調査におきまして、人件費の価格転嫁の状況も示されておりましたが、中小企業の約4割が全く転嫁できていないと回答しています。

そうした中で、今回59円、6.6%程のアップですけれども、この引き上げとなった訳ですから、多くの中小企業の賃金引上げ率の2倍以上の伸びとなっており、思うように人件費が価格転嫁できずに、賃上げ原資の確保が難しい小規模事業者には法定の三要素の一つであります「支払い能力」以上の負担をかけるようになるのではないかと大変心配しているところでございます。

専門部会の審議におきましては、最終的には、労使の意見の歩み寄りがこれ以上難しいということで、公益案が示されました。Bランク県として適切な金額水準、Cランク県との金額逆転現象の解消について、そういう観点も無視できないということでございますので、やむを得ず全会一致ということにさせていただきましたが、今の数値でも不安視しているところでございます。

でありますから、まず、引き上げという方向への検討は考えられません。

また、全国の答申の状況を見てみますと、中央最低賃金審議会が示した目安額にプラスした金額が9円というのは、突出してプラスした徳島県を除きますと、全国トップレベルでございます。そしてこれにより本県より高い最低賃金額の県との格差も相当に減少させております。

このように地域別最賃の議論の中では、先ほど申し上げたような地域間格差の問題でありますとか、他県への労働力の流出といった問題も取り上げられており、そういった諸々の要素の議論をして是正する点についても措置を講ずるべく公労使の間で真摯に議論を行った上で得られた結論でございますので、現答申を変更する必要はないと考えております。

なお、ちなみにの議論になるのかもしれませんが、今回の答申におきましても、公益委員、それから労働者側代表委員の御理解をいただきまして、昨年に引き続いて国への要望事項も織り込んでいただいております。

昨年44円引き上げ、本年に59円引き上げ、2年で100円以上の引き上げという最低賃金の急激な上昇がございまして、事業者に求められた負担は非常に顕著なものになってきています。しかしながら、最低賃金法第10条第1項に示されています地方最低賃金審議会の任務というのは、本来的には地域別最低賃金の調査審議でございまして、事業者団体のように特定産業分野の経済施策を要請するものではありませんので、この部分は、本来は最低賃金法が想定しております答申事項ではないと考えております。

したがって、最低賃金法に想定されていない事項について、特例的に盛り込んでいただいた事項でございますから、その表記については、本来の審議会の任務も踏まえた一定のバランスを持った記述が必要だろうと考えております。

また、審議会の議事の公開に関する事項も見受けられましたが、審議会の意見に対する異議というよりも、これは審議会の運用に対する意見・要望という内容でございますので、審議会の意見に対する異議の申出を認めました最低賃金法第 11 条第 2 項の規定の対象となるものではないと考えております。

以上です。

森本会長

ありがとうございました。使側で、他に御意見はございませんか。

(意見なし)

森本会長

それでは、最後に公益委員から、御意見はございませんか。

(意見なし)

森本会長

それでは、公益委員として私の方から意見を述べたいと思います。

今回異議申し立ての内容を確認させていただきました。主な主張は、答申の 59 円の引上げ額では最低生計費を確保するのは、まだ不十分であって、59 円を大きく上回る引き上げを求めたいものと受け止めました。

本年度の中賃の目安金額答申の中で、賃金、労働者の生計費、通常の賃金支払い能力については、各種調査によるデータを踏まえた上で、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費が重視されました。

そして、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準が必要であり、具体的には消費者物価指数については、「持ち家や帰属家賃を除く総合」は、昨年 10 月から今年 6 月までで平均 3.2%、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目にかかる消費者物価も、昨年 10 月から今年 6 月までで平均 5.4%、継続的に消費者物価の高騰が見られる現状を踏まえて、三要素のデータを総合的に勘案して、5%を基準とした引上げ額の目安が検討されました。

そして賃上げの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与することも留意した結果、本年度の中賃の

目安金額は、A, B, Cランク全てで50円が示されたところです。

当審議会の地賃専門部会におきましては、この中賃の目安額を参酌しながら、専門部会における公益委員の協議の結果として、当県におきましては大都市圏や近隣県との地域間格差を是正して、県内からの人口流出を防ぐとともに、当県がBランクに位置づけられているにもかかわらず、一部Cランク県の最低賃金額を下回っている状況を解消することを重視しまして、目安額である50円に9円を積み増した引上げ額59円を公益案として提示させていただきました。

この目安額59円とした場合の影響率は24.36%と、最も高水準であった昨年の17.29%を上回る水準となっています。また、愛媛県の雇用情勢を踏まえた人材確保の観点から考えますと、賃金単価の上昇が見込まれます。

公益委員としましては、公労使の間で各種データを基に時間をかけて真摯に議論を重ねた結果、最終的には意見の一致には至りませんでした。採決の結果として、全会一致で得られた結論ですので、現答申を変更する必要はないものと考えております。

以上です。

それでは皆様から御意見をいただきました。御意見を集約いたしますと、結論としては「いずれも答申どおりとすべき」というものです。最終的には採決となりましたが、「中央最低賃金審議会の目安額を参酌しつつ、価格転嫁の状況や物価上昇が続く中で、労働者の生計費に重点を置いた上で、県内の経済雇用状況、春闘の賃上げ状況等、様々な観点から慎重に審議したものであり、答申内容を変更する特別な事情はない」と認められますので、「令和6年8月19日付け答申どおり決定することが適当である。」という結論といたしたいと思っております。委員の皆様、いかがでしょうか。

(一同同意)

森本会長

それでは、同意をいただきましたので、先ほど申し上げました結論のとおり、答申いたしたいと思っております。それでは、事務局は答申文の作成をお願いいたします。

その間は、しばらく休憩といたします。

(答申文作成)

森本会長

それでは、再開いたします。ただ今から答申を行います。

(会長から局長へ答申文を手交)

森本会長

それでは事務局は、答申文の朗読をお願いします。

(賃金指導官から答申文を朗読)

森本会長

ありがとうございました。

事務局におきましては、改正最低賃金の発効に向けて、手続きを進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、行政におきましては、最低賃金の周知及び履行確保に努めていただくよう、お願いいたします。

また、労使各側の委員の皆様におかれましても、各々の団体を通じて、改正最低賃金の周知に御協力いただきますよう、お願いします。

それでは、事務局から愛媛県最低賃金改正の効力発生日等について説明をお願いします。

賃金室長

本日、愛媛県最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に関して御審議いただき、答申をいただきましたので、この後、愛媛労働局において、愛媛県最低賃金を「1時間956円」に改正する手続きを進めてまいります。順調に手続きが進みますと、9月13日付けで官報に公示され、30日経過後の10月13日から効力が発生することとなります。

事務局からは以上です。

森本会長

それでは、ここで愛媛県最低賃金専門部会は、その任務を終了しましたので、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、廃止したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同同意)

森本会長

同意をいただきましたので、ただ今をもって、愛媛県最低賃金専門部会を廃止いたします。

それでは次に議事項番3「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に入ります。

7月8日の第1回本審で、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。その必要性の有無について審議を行ってきた小委員会の結論について、事務

局から説明をお願いします。

賃金室長

愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、労側からの改正申出を受け、7月22日の小委員会において、必要性の有無の審議を行っていただきました。

小委員会での結論は、報告書としてとりまとめ、本日の審議会で報告することとなっておりますので、その内容を朗読させていただきます。資料15ページの資料4を見ていただけたらと思います。

(賃金指導官から小委員会報告を朗読)

森本会長

それでは、ただ今の小委員会報告書のとおり、本年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については、申出のあった4業種は全て必要性有りとして取り扱うこととしたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

(一同同意)

森本会長

ありがとうございます。それでは申出があった4業種は、「必要性有り」の結論に達したことを審議会として、確認いたします。事務局は、答申文の作成をお願いします。

それまでの間は休憩といたします。しばらくお待ちください。

(答申文作成)

森本会長

それでは、本年度の「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」については、小委員会の結論をもって本審議会の議決といたしましたので、これから答申いたします。

(会長から答申文を局長に手交)

森本会長

それでは、事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

(賃金指導官から答申文を朗読)

賃金室長

ただ今、愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について答申をいただきましたので、愛媛労働局長から愛媛県特定最低賃金の改正決定についての諮問を行わせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交)

森本会長

それでは、事務局は諮問文の朗読をお願いいたします。

(賃金指導官から諮問文を朗読)

森本会長

ありがとうございました。

ただ今、愛媛県特定最低賃金4業種の改正決定についての諮問を受けましたので、審議してまいりたいと思います。

つきましては、最低賃金法第25条第2項の規定により、愛媛県パルプ、紙製造業をはじめ4業種の最低賃金専門部会を設置いたします。

なお、この4業種の専門部会における採決につきましては、7月8日の第1回本審で合意しておりますとおり、全会一致で結論が得られた場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることといたします。

それでは、特定最低賃金専門部会の委員候補者推薦の日程等について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

最低賃金審議会令第6条第4項において読み替えて準用する、令第3条第1項の規定により、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対する推薦の公示を行う必要がございます。早速、本日中に愛媛地方最低賃金審議会・特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦につきまして、公示を行います。

推薦の締め切りは、9月18日(水)となっておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、従来どおり、特定最低賃金の発効日を令和6年12月25日(水)とした場合、遅くとも10月25日(金)までに答申いただく必要がございますので、10月の専門部会

の審議日程もタイトになることが予想されます。このため、本年度も第1回の専門部会は、特定最低賃金合同専門部会として開催させていただき、各専門部会の日程調整をおこなわせていただきたいと考えております。

御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局からは以上です。

森本会長

それでは、事務局から説明がありましたように、本年度も第1回の専門部会は、特定最低賃金合同専門部会として開催することによろしいでしょうか。

(一同同意)

森本会長

ありがとうございました。それでは、第1回専門部会は合同専門部会として開催したいと思います。議事項番4「その他」に入ります。

それでは、議事項番4「その他」に入ります。事務局から残りの資料の説明、特定最低賃金に係る公示と、特定最賃の審議スケジュールについて説明がありますので、お願いいたします。

賃金室長

資料17ページの資料 5を御覧下さい。

8月29日までに、全国の地域別最低賃金の改定額が答申されましたことを踏まえ、厚生労働省が発表したものになります。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出の手続きを経た上で、10月1日から11月1日までの間に、順次発効される予定であります。

今年度のポイントは、47都道府県で50円から84円の引上げとなっております。引上げ額が一気に84円上げているところは、徳島県です。59円は2県、愛媛県と岩手県です。58円は1県、島根県です。57円は1県、鳥取県です。56円は3県、55円は7県、54円は3県、53円は1県、52円は2県、51円は6県、50円の答申どおりなのは20都道府県となっております。

改定額の全国加重平均は、1,055円となって、昨年の1,004円と比べて全国加重平均で51円の引上げ額となっております。これは昭和53年に目安制度が始まって以降、最高になっています。

今回の最高額については、東京都の1.163円、それに対する最低額は秋田県の951円となっており、比率は81.8%、昨年度は80.2%ですので、この比率は10年連続の改善ということになっております。この資料については以上の説明となります。

そして本日は、愛媛県特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取についきましても、公示を行うこととしております。

こちらは、9月25日(水)までの公示期間となっており、それまでに、愛媛県特定最低賃金の改正決定について意見を述べようとする方は、その意見を記載した「意見書」を、愛媛地方最低賃金審議会あてに提出していただくというものでございます。

続きまして、第1回特定最低賃金合同専門部会の日程調整について説明させていただきます。

これまでに特定最低賃金専門部会委員を御経験された委員の皆様はすでに御承知かと思っておりますが、第1回目の特定最低賃金専門部会の開催日につきましては、それぞれの専門部会の労使各側委員の皆様が初めて集まる機会であること、また、複数の専門部会を掛け持ちいただく公益委員の皆様にもできる限り御出席いただきたいことなどから、できるだけ多くの委員の皆様が出席可能となるところで調整させていただいております。

各委員の皆様のスケジュール事情にもよりますが、引き続き、日程調整に御理解、御協力をよろしくお願いいたします。専門部会委員の候補として推薦していただく方につきましては、日程の都合を確認していただき、調整を図っていくこととしておりますので、最も適当な日程をできるだけ早く決定し、お伝えしたいと思います。

なお、9月末頃に第1回合同専門部会の開催を予定しております。本審委員の皆様には、特定最賃の専門部会委員となられるかどうか、お分かりいただけない段階で申し訳ありませんが、後ほどメールにてこの合同専門部会の日程調整のため、御都合を確認させていただきます。現在、9月26日(木)午前と9月30日(月)午後について、六軒家町の松山労働総合庁舎の会場を仮予約してあります。委員の皆様には、両日の日程確保をよろしくお願いいたします。開催は、日程が決まり次第、先ほどの開催場所を含めお知らせしたいと思います。

また、第1回合同専門部会において、第2回及び第3回の専門部会開催日程を決定する予定ですので、よろしくお願いいたします。

先ほどもお伝えしましたが、すべての特定最賃専門部会の審議が終了した後に、次回第5回本審を開催し、各特定最低賃金に係る報告または採決・答申を予定しておりますが、例年どおり12月25日に発効するためには、10月25日(金)までに答申をいただく必要がございます。

そのため、特定最賃専門部会の日程をできるだけ確保する意味もあり、10月25日までの近い日程で、次回本審の開催が行えるよう最も適切な日を調整し決定したいと思います。こちら、決まり次第お伝えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

森本会長

第1回合同専門部会の日程、及び第5回本審の日程については、日程調整の結果をもって、事務局に決定していただくようお願いしたいと思います。この他に、事務局からの説明に何か御質問等はありませんか。

(質問等なし)

森本会長

それでは以上をもちまして、第4回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。
委員の皆様、お疲れ様でした。